

【参考】

長期履修期間における授業料については、「静岡県公立大学法人の授業料等に関する規則」第4条の2に基づき取り扱う。

1 第4条の2第1項：長期履修学生の授業料額

<博士後期課程：長期履修期間5年とした場合>

区分	各年度の授業料納付額					修了までの授業料総額
一般学生 (標準履修期間3年)	1年目 535,800円	2年目 535,800円	3年目 535,800円			1,607,400円
長期履修学生 (長期履修期間5年)	1年目 321,480円	2年目 321,480円	3年目 321,480円	4年目 321,480円	5年目 321,480円	

* 授業料年額 $(535,800 \times 3) \div 5 = 321,480$ 円

2 第4条の2第2項：長期履修期間を短縮した場合

<博士後期課程：長期履修期間変更5年→4年(3年次末に変更申請)>

区分	各年度の授業料納付額					修了までの授業料総額
当初 長期履修期間5年	【納付済】 1年目 321,480円	【納付済】 2年目 321,480円	【納付済】 3年目 321,480円	【未納】 4年目 321,480円	【未納】 5年目 321,480円	1,607,400円
↓			変更申請			
変更後 長期履修期間4年	↓ 1年目 321,480円	↓ 2年目 321,480円	【納付済】 3年目 321,480円 + 【追加納付】 241,110円 3年目 562,590円	【納付予定】 4年目 401,850円	—	

* 既納付額 $321,480$ (当初年額) $\times 3$ (在学済年数) = $964,440$ 円

変更後年額 $(535,800 \times 3) \div 4$ = $401,850$ 円

短縮時納付額 $(401,850$ (変更後年額) $- 321,480$ (当初年額)) $\times 3$ (在学済年数) = $241,110$ 円

総納付額 $1,607,400$ 円

3(1)第4条の2第3項：長期履修期間を延長した場合

<博士後期課程：長期履修期間変更4年→5年(3年次末に変更申請)>

区分	各年度の授業料納付額					修了までの授業料総額
当初 長期履修期間4年	【納付済】 1年目 401,850円	【納付済】 2年目 401,850円	【納付済】 3年目 401,850円	【未納】 4年目 401,850円		1,607,400円
↓			変更申請			
変更後 長期履修期間5年	↓ 1年目 401,850円	↓ 2年目 401,850円	↓ 3年目 401,850円	【納付予定】 4年目 200,930円	【納付予定】 5年目 200,930円	(1,607,410円) 端数分増大

* 既納付額 $401,850$ (年額) $\times 3$ (在学済年数) = $1,205,550$ 円

* 総未納額 $1,607,400$ (総納付額) $- 1,205,550$ (既納付額) = $401,850$ 円

* 年額 (在学予定年度) $401,850$ (総未納額) $\div 2$ (残りの在学予定年数) = $200,925$ 円

10円未満端数切り上げ (200,930円)

3(2)第4条の2第3項：在学途中から長期履修期間を認められた場合

＜博士後期課程：1年次申請 長期履修期間5年とした場合＞

区分	各年度の授業料納付額						修了までの授業料総額
一般学生 標準履修期間3年	【納付済】 1年目 535,800円		2年目 535,800円		3年目 535,800円		1,607,400円
↓	1年次途中で申請						
長期履修学生 在学期間6年 (長期履修期間5年)	↓ 1年目 535,800円	2年目 214,320円	3年目 214,320円	4年目 214,320円	5年目 214,320円	6年目 214,320円	

* 申請後授業料年額 $\{(535,800[\text{年額}] \times 3[\text{標準修業年限}] - 535,800[\text{既納付額}]) \div 5[\text{長期履修期間}] = 214,320\text{円}$

4 第4条の2第4項：在学中に授業料の改正があった場合

改正後の授業料額により再計算する。

5 第4条の2第5項：授業料の減免・分割納入について

長期履修学生には適用しない

6 第4条の2第6項：長期履修期間後の授業料

同規則第2条に基づき、一般学生と同様に取り扱う。

「静岡県公立大学法人の授業料等に関する規則」(抜粋)

(長期履修学生に係る授業料の額及び徴収方法)

第4条の2 標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することが認められた者(以下「長期履修学生」という。)の授業料の年額は、当該履修を認められた期間(以下「長期履修期間」という。)に限り、第2条の規定にかかわらず、標準修業年限に相当する授業料の総額を長期履修期間の年数で除した額(当該額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)とする。

2 長期履修期間の短縮(以下「短縮」という。)が認められた者の授業料の年額は、短縮後の期間に応じて前項の規定により再計算した額(当該額10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)とし、再計算した額から短縮が認められる前の額を控除した額に、短縮が認められた年度以前の長期履修期間の年数を乗じて得た額を、別に通知する納入通知書に定める納入期限までに納付するものとする。

3 在学途中から長期履修期間を認められた者又は長期履修期間の延長を認められた者の授業料の年額は、標準修業年限に相当する期間内に納付すべき授業料の総額から、在学した期間に納付すべき授業料の額を控除した額を、長期履修期間(延長を認められた場合は、在学予定年度以降の長期履修期間)で除した額(当該額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)とする。

4 長期履修学生の在学中に授業料が改正された場合には、改正後の授業料の額により再計算を行うものとする。